

(単体・JV発注 事前審査型)

沖縄都市モノレール株式会社一般競争入札広告沖モ第3号

沖縄都市モノレール技術支援業務委託 H29(その3)について、下記のとおり一般競争入札を実施する。本広告に記載のない事項については当社で定める競争入札要綱の規定によるものとする。

平成29年6月2日

沖縄都市モノレール株式会社  
代表取締役社長 美里 義雅

## 1. 業務概要

- (1) 業 務 名 : 沖縄都市モノレール技術支援業務委託 H29(その3)
- (2) 履行場所 : 那覇市及び浦添市
- (3) 履行期間 : 平成29年7月3日から平成30年3月30日まで
- (4) 発注形態 : 単体企業
- (5) 資格審査方法 : 事前審査型

## 2. 競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 参加者に共通して求める条件

- ア 沖縄県内に本社を有し、沖縄県の建設コンサルタント(県内)として「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」の登録を受けていること。
- イ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国又は自治体等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 参加表明等の提出期限日の最終日から落札決定日までの期間において、沖縄県の指名停止措置を受けてないこと。

### (2) 実績及び管理技術者等の要件

- ア 企業に関する要件
  - (ア) 2-(2)-イからウに掲げる要件を満たす管理技術者及び担当技術者を当該業務委託に配置できること。
  - (イ) モノレール・鉄道等の設計・施工管理業務のうち、広告日までに契約した業務として、1件以上の実績を有していること。

イ 管理技術者は、下記表1「技術者資格」で掲げるいずれかの資格を有し、モノレール・PC 橋又は、鋼橋の設計業務の実務経験を有する者であること。

ウ 担当技術者は、下記表1「技術者資格」で掲げるいずれかの資格を有し、モノレール・鉄道等のインフラ設計・施工管理の実務経験を有する者であること。

表1. 技術者資格

管理技術者 (技師 A)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 技術士(総合技術監理部門:「建設－鋼構造及びコンクリート」又は、「建設－鉄道」いずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</li><li>・ 技術士(建設部門:「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」のいずれか)の資格を有し技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度による技術部門)に4年以上従事している者。)</li><li>・ RCCM(建設部門:「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」のいずれか)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。</li></ul>
担当技術者 (技師 C)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 技術士(総合技術監理部門:「建設－鋼構造及びコンクリート」又は、「建設－鉄道」いずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</li><li>・ 技術士(建設部門:「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」のいずれか)の資格を有し技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度による技術部門)に4年以上従事している者。)</li><li>・ RCCM(建設部門:「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」のいずれか)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。</li><li>・ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。</li></ul>

### 3. 申請手続き

(1)本入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2)提出期間:平成29年6月2日から平成29年6月16日午後5時15分まで

(3)申請書等の取得(申請に必要な書類)

下記 URL から取得すること。

①様式 1 「一般競争入札参加資格確認申請書」

<http://www.yui-rail.co.jp/info/file/20170602sono3yo1.doc>

②様式 2 「履行実績」

様式 3 「配置予定技術者の資格等」

<http://www.yui-rail.co.jp/info/file/20170602sono3yo23.xls>

(3) 提出先: 沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

沖縄都市モノレール株式会社 総務課(管理棟内)

電話番号 098-859-2630 担当: 西崎

(4) 提出方法: 持参又は郵送(上記(2)の期限までに必着)とする。

(5) 申請書の作成方法: 「入札説明書」による。

(6) 入札参加資格の確認結果は、平成29年6月20日までに連絡または、通知する。

#### 4. 入札日時等

上記3の申請により入札参加資格が認められた参加者により、別紙の特記仕様書で定める本業務の競争入札を以下のとおり実施する。

##### (1) 入札の方法

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 入札書は封緘し表に社名を明記して持参により提出すること。

##### (2) 入札書の提出先及び提出期限

ア 提出先: 沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

沖縄都市モノレール株式会社 総務課(管理棟内) 担当: 西崎

イ 提出期限: 平成29年6月23日10時50分

入札書の受付は、平成29年6月22日8時30分からとする。

##### (3) 入札に関する注意事項

ア 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

イ 入札書、委任状には、業務名及び履行場所をこの広告の記載に従い記入すること。

ウ 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。

エ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者によりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

(4) 開札の日時: 平成29年6月23日11時

##### (5) 落札者の決定方法

ア 開札後、予定価格以下で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

イ 再度入札の回数は2回とする。再度入札を実施する場合には、当社担当者より入札参加者に連絡する

ので、指定する日時までに 4-(2)-ア まで入札書を提出すること。

(6)入札参加者は、第1回目の入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した簡易的な業務費内訳書を同封すること。

内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。

(7)入札の辞退等

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数の業務に配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の業務契約を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。

(8)本入札に係る資料の取り扱い

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当者は、提出された申請書等を、本入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)を認める。

オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、本入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。

キ 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、今後発注予定の業務等において指名の停止等を行うことがある。

**5. 入札保証金 免除**

**6. 契約保証金 免除**

**7. 入札の無効**

本広告に示した本入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

**8. 支払い条件は、契約書(案)による。※12. より取得すること。**

**9. 契約締結の時期**

本業務の契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

## 10. 請負代金の変更等

契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合、変更協議の予定価格の算定は、本業務の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額(積算基準による額)に乗じた額で行う。

## 11. 本広告に関する質問及び回答

### (1)入札・契約に関する質問事項

沖縄都市モノレール株式会社 総務課 担当:西崎

TEL : 098-859-2630 MAIL:nishizaki@yui-rail.co.jp

### (2)上記以外・仕様書等に関する質問事項

沖縄都市モノレール株式会社 延長推進室 担当:桃原

TEL:098-859-2792 MAIL:toubaru@yui-rail.co.jp

(3)提出期間:平成29年6月2日から平成29年6月16日17時まで

(4)提出方法:持参、FAX、メールにより提出すること。

(5)回答方法:メールにて回答する。

## 12. 本件の入札に係る書類・資料

### ①委任状・入札書・入札辞退届

<http://yui-rail.co.jp/info/file/20170602sono3shorui.pdf>

### ②沖縄都市モノレール競争入札要綱

<http://yui-rail.co.jp/info/file/20170602youkou.pdf>

### ③沖縄都市モノレール株式会社設計業務委託契約約款 (契約書案)

<http://yui-rail.co.jp/info/file/20170602yakkan.pdf>

以上

( 一般競争入札 ) 事前審査型

## 入札説明書

沖縄都市モノレール一般競争入札公告沖モ総第 3 号の沖縄都市モノレール技術支援業務委託 H 2 9 ( その 3 ) の一般競争入札に係る申請書等の作成は、この説明書によるものとする。

### 1. 申請書、確認資料等の作成方法

( 1 ) 申請書及び資格確認資料を提出する場合は、「様式 1」を先頭に各書類に頁を付すこと。

( 2 ) 申請書は、「様式 1」により、記入例を参考に作成すること。

( 3 ) 「様式 2」以降の資格確認資料は、次に従い作成すること。

#### ア 業務実績 ( 様式 2 )

( ア ) 広告文 2 - ( 2 ) - ア - ( イ ) に掲げる要件を満たすことが判断できる実績について、業務名称及び対象施設を記載すること。

( イ ) 記載する業務実績は複数件あげてよい。

( ウ ) 契約書及び業務・工事内容 ( 実績 ) が証明できる資料を提出すること。

#### イ 配置予定技術者の資格 ( 様式 3 )

( ア ) 広告文 2 - ( 2 ) - イ 及び 2 - ( 2 ) - ウ に掲げる資格があることを判断できる保有資格の名称等を様式 3 に記載すること。

( イ ) 配置予定技術者については、技術検定合格証明書等の写しを提出すること。

( 4 ) 入札書及び業務費内訳書は封緘し表に社名を明記して提出すること。

# 沖縄都市モノレール技術支援業務委託H29(その3)

## 特記仕様書

### 第1章 総則

- 第1条 **特記仕様書の適用範囲**  
本特記仕様書は、沖縄都市モノレール技術支援業務委託H29(その3)について適用する。この仕様書に記載されていない事項については沖縄県土木建築部制定「現場技術業務共通仕様書(沖縄県)」に準ずる。
- 第2条 **工期は、平成29年7月3日から平成30年3月30日迄とする。**
- 第3条 **必要事項の補充**  
本業務を実施するにあたり、本特記仕様書に明記なき事項について、業務の遂行上必要なものが生じた場合は、調査(監督)職員と協議のうえ対処するものとする。
- 第4条 **成果品の帰属**  
本業務により生じた成果は、全て発注者に帰属するものであり、許可なく他に公表又は貸与してはならない。
- 第5条 **変更**  
本業務の内容及び工期に変更が生じた場合は、変更協議の対象とする。
- 第6条 **基本事項**  
請負者は、積極的に情報収集を行い、新技術、コスト縮減策等の技術提案を行うこと。また、関係する別業務との委託業者とも密に連絡を取り合い、良好な協力体制の構築に努めること。

### 第2章 業務内容

- 第7条 **業務内容**  
業務内容は別紙1のとおりとする。
- 第8条 **業務成果品の提出**  
完成時に提出する成果品は、次のとおりとする。
- 1) 出勤簿
  - 2) 業務実施報告書
  - 3) 打ち合わせ記録簿
  - 4) その他調査職員の指示する資料

## 別紙1

### 沖縄都市モノレール技術支援業務委託H29(その3) 業務内容

#### 1. 業務の目的

本業務は、沖縄都市モノレール延長事業のインフラ外工事に係る設計・施工管理を行うものであり、発注者の体制を質・量的に補完することを目的に、技術資格、経験を有する技術者を配置するものである。配置された技術者は、設計・発注・施工の各段階において、中立性を保ち、発注者の技術支援および検討・助言を行うこととする。

#### 2. 業務の内容

##### (1) 発注者支援

受託者は、担当技術者1名を配置し、延長事業に係る下記アの施設を対象に、下記イの業務を行うものとする。

また、本業務を履行するにあたり、担当技術者は、関連する同種業務及び工事担当者と連携を図り支援業務にあたることとする。

##### ア. 本業務の対象施設

- (ア) 運営基地内の整備(列車検査線増設工事 等)
- (イ) PC軌道桁付帯設備工事
- (ウ) 鋼軌道桁付帯設備工事

##### イ. 担当技術者の業務

- (ア) 発注仕様書作成業務監理における発注者支援
- (イ) 発注業務における発注者支援
- (ウ) 関係機関との協議、調整に関する発注者支援
- (エ) モノレール延長事業全体に係る技術的課題の解決
- (オ) 施工計画の検討
- (カ) 工程管理、品質管理、安全管理の点検
- (キ) 工事施工の立会・観察・検測
- (ク) 工事図面・数量計算書等の作成及び整理
- (ケ) 工事関係書類及び調査関係書類の作成及び整理
- (コ) 認可申請書の整理及び作成
- (サ) その他、発注者の指示する事項



- (2) 打ち合わせ協議(管理技術者)  
打ち合わせ協議は1回/月とする。
- (3) 業務報告書取りまとめ

### 3. 管理技術者及び担当技術者の人員及び資格

本業務における担当技術者の人員及び資格は下記のとおりとする。

#### (1) 人員

- 管理技術者・・・1名(技師(A))
- 担当技術者(常駐する技術者)・・・1名(技師(C))

#### (2) 資格

##### ア. 管理技術者

管理技術者として、下記のいずれかの資格を有し、モノレール・PC橋又は、鋼橋設計の実務経験を有する者であること。

- ・ 技術士(総合技術監理部門:「建設—鋼構造及びコンクリート」又は、「建設—鉄道」のいずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・ 技術士(建設部門:「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」のいずれか)の資格を有し技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度による技術部門)に4年以上従事している者。)
- ・ RCCM(建設部門:「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」のいずれか)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

##### イ. 担当技術者(常駐する技術者)

担当技術者として、下記のいずれかの資格を有し、モノレール・鉄道等のインフラ外設計・施工管理の実務経験を有すること。

- ・ 技術士(総合技術監理部門:「建設—鋼構造及びコンクリート」又は、「建設—鉄道」のいずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・ 技術士(建設部門:「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」のいずれか)の資格を有し技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度による技術部門)に4年以上従事している者。)
- ・ RCCM(建設部門:「鋼構造及びコンクリート」又は、「鉄道」のいずれか)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・ 1級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けているもの。

#### 4. 勤務の形態及び時間等

##### ア. 管理技術者

管理技術者の1ヶ月あたりの勤務日数は0.5人・日、打合せ回数は1回とする。なお、打合せは業務着手時及び完了時を含むものとする。

##### イ. 担当技術者(常駐する技術者)

(ア) 勤務日数:1ヶ月あたり19.5日とする。

(イ) 勤務日:月曜日から金曜日とする。土曜日、日曜日及び祝祭日は原則として休日とする。

ただし、調査(監督)職員から勤務日を指示された場合は、特別の理由がない限り対応すること。

(ウ) 勤務時間:8:30~17:15

ただし、調査(監督)職員から勤務時間を指示された場合は、特別の理由がない限り対応すること。

(エ) 常駐先:沖縄都市モノレール株式会社(管理棟2階)施工管理室に常駐する。

(オ) 業務に必要なパソコン及び自動車は、受託者で準備するものとする。

また、公共交通機関として部外者の侵入防止等を防ぐため、作業服等については、貸与する。

(カ)業務用自動車は、5人乗りライトバン(1500cc)以上とし、運転対象日数は8日/月(2回/週)とする。

#### 5. 沖縄都市モノレール既存区間および延長事業の概要

##### (1)既存区間

区間 那覇市字鏡水(那覇空港駅)~那覇市首里汀良町(首里駅)

延長 建設キロ:13.1km 営業キロ:12.9km

駅数 15 駅

開業 平成 15 年 8 月 10 日

##### (2)延長区間

区間 那覇市首里汀良町(首里駅)~浦添市前田、4 駅

延長 建設キロ:4.1km 営業キロ:4.1km